

令和 2 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：入札・契約事務について【結果分】

部局等名 総務部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
48	<p><b>令和元年度盛岡市防災行政無線(同報系)整備工事【結果01】</b></p> <p>設計の精度向上について</p> <p>【現状の問題点】 工事の設計について、発注課は契約検査課での審査を受けているが、修正点があった場合、発注課に指摘事項通知書が送られ、修正の上、再度審査を受けている。本事業では 2 度の指摘による修正が見受けられた。</p> <p>【解決の方向性】 適正な設計書の作成は各課単位での技術的基礎の蓄積が基盤となるため、引き続き、発注課の技術者のスキルの維持向上と課内におけるチェックを入念に行う必要がある。</p>	<p>工事担当者向けの技術職員研修会等を活用した、技術者のスキル向上を継続するとともに、当課内のほか工事発注件数の多い事業担当部課等による、設計図書のチェックを行ってまいります。</p> <p>(危機管理防災課)</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>指摘のあった以降は、工事担当者向けの研修会等に参加し、積算基準や積算上の注意点等の情報収集を行い、適正な設計図書の作成に努めているほか、工事発注件数の多い建設部によるチェックを受けるなど、今後の工事発注時又は変更契約時における設計図書の精査体制を整えました。</p> <p>(危機管理防災課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 2 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：入札・契約事務について【結果分】

部局等名 環境部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
54	<p><b>盛岡市最終処分場第一区画被覆工事及び第二区画仮排水路設置工事【結果02】</b></p> <p>設計にかかるチェックの状況について</p> <p>【現状の問題点】                      工事の設計について、発注課は契約検査課での審査を受けているが、修正点があった場合、発注課に指摘事項通知書が送られ、修正の上、再度審査を受けている。本事業では 2 度の指摘による修正が見受けられた。</p> <p>【解決の方向性】                      適正な設計書の作成は各課単位での技術的基礎の蓄積が基盤となるため、引き続き、発注課の技術者のスキルの維持向上と課内におけるチェックを入念に行う必要がある。</p>	<p>技術習得する上で貴重となる全庁的な技術研修会・会議に積極的に参加するとともに、その研修・会議資料を基に技術職員の中で勉強会を行い、設計積算における技術の資質向上を図ることにより、課内チェック体制の強化に努めてまいります。</p> <p>(廃棄物対策課)</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>契約検査課主催の令和 3 年度第 1 回工事担当者会議、第 1 回技術職員研修会に参加し、その会議・研修資料を基に、技術職員による勉強会を行い、課内における設計積算内容のチェック体制を強化しました。</p> <p>(廃棄物対策課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 2 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：入札・契約事務について【結果分】

部局等名 建設部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
58	<p><b>市道上鹿妻48号線246—1号橋外 1 橋橋梁補修工事【結果03】</b></p> <p>設計にかかるチェックの状況について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 工事の設計について、発注課は契約検査課での審査を受けているが、修正点があった場合、発注課に指摘事項通知書が送られ、修正の上、再度審査を受けている。本事業では 2 度の指摘による修正が見受けられた。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 適正な設計書の作成は各課単位での技術的基礎の蓄積が基盤となるため、引き続き、発注課の技術者のスキルの維持向上と課内におけるチェックを入念に行う必要がある。</p>	<p>技術者のスキル向上につきましては、これまでの設計書の修正内容及び今後発生した修正内容を電子データで保存更新し、課内で情報を共有することとし、技術の向上を進めてまいります。</p> <p>課内でのチェック体制の向上につきましては、これまでの副担当者による清算チェックのほか、担当係長によるチェックに加えて、設計内容検討会時に課長、課長補佐によるチェックを行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">(道路管理課)</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>これまでの修正内容のデータ及び今後発生しうる修正内容のデータを電子データで共有フォルダに保存することとし、情報の共有、技術の向上を進めることとした。</p> <p>また、課内でのチェック体制の向上についても、措置計画のとおり実施することとしました。</p> <p style="text-align: right;">(道路管理課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 2 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：入札・契約事務について【結果分】

部局等名 建設部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
61	<p><b>市道肴町12号線毘沙門橋橋梁補修工事【結果04】</b></p> <p>事前の現場精査や管理体制が不十分だったことによる工期の延長</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 老朽化箇所が発見や国土交通省への河川占用に用いる資料の整理や作成に不測の時間を要したことにより、当初の契約から 4 回にわたる内容の変更が見受けられた。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 事前の現場調査や関係機関との協議を十分に行い、補修箇所を事前に網羅的に発見できるよう努め、あらゆる事態を想定し、関係機関に対し迅速に根拠資料を提出できる管理体制を整えるべきである。</p>	<p>正担当，副担当及び係長による事前の現場調査や関係機関との協議を十分に行った上で設計を行うことといたします。</p> <p>また，過去の同様な工事における関係機関との協議内容を電子データで保存し，課内の情報共有に取り組み，効率的な協議に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">(道路管理課)</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>事前の現場調査や関係機関との協議については，時間に余裕を持ち行った上で設計を行うこととしました。</p> <p>また，過去の同様な工事における関係機関との協議内容を電子データで保存し，情報共有を行い，効率的に協議が行えるようにしました。</p> <p style="text-align: right;">(道路管理課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 2 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：入札・契約事務について【結果分】

部局等名 建設部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
63	<p><b>市道内丸大沢川原一丁目線融雪設備設置その2工事【結果05】</b></p> <p>設計段階における十分な調査と協議について</p> <p><b>【現状の問題点】</b>            施工の段階になって樹木の管理者である公園みどり課と協議した結果、当初、工事の影響範囲として施工を予定していた歩道内の樹木周辺の舗装について、撤去新設を取りやめることとし、舗装面積の減の設計変更が見受けられた。</p> <p><b>【解決の方向性】</b>            今後は、工事の影響範囲における樹木等の環境への配慮について、関係部署との協議も念頭においた設計を行うなどして、無駄な事務を省き、事業者の負担を減らすべきである。</p>	<p>工事発注後の設計変更を極力少ないものとするため、工事範囲内外を踏査し、影響を及ぼす恐れがあるものへの対応について、その管理者と設計段階で十分な協議を行い、記録を残します。</p> <p style="text-align: right;">(道路管理課)</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>工事発注後の設計変更を極力少ないものとするため、工事範囲内外を踏査し、影響を及ぼすおそれがあるものへの対応について、その管理者と設計段階で十分な協議を行い、記録を残すこととしました。</p> <p style="text-align: right;">(道路管理課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 2 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：入札・契約事務について【結果分】

部局等名 建設部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
71	<p><b>市道東中野門線道路改良工事【結果06】</b></p> <p>設計にかかるチェックの状況について</p> <p><b>【現状の問題点】</b>                      工事の設計について、発注課は契約検査課での審査を受けているが、修正点があった場合、発注課に指摘事項通知書が送られ、修正の上、再度審査を受けている。本事業では、契約検査課による確認事項が A 4 の用紙 4 ページと多数にわたり、設計図書全体を見直すよう指摘されている。</p> <p><b>【解決の方向性】</b>                      適正な設計書の作成は各課単位での技術的基礎の蓄積が基盤となるため、引き続き、各課技術者のスキルの維持向上と課内チェックを入念に行う必要がある。</p>	<p>技術職員のスキル向上については、以前から課内で実施している技術研修、確認メモ総集編による情報共有、日常的な担当者間での情報共有、設計内容検討会を、引き続き取り組むこととします。</p> <p>課内チェック体制の向上については、工事発注前に十分な時間を確保した上で、精算者、担当係長、課長補佐、課長による事前チェックを入念に実施する事といたします。</p> <p style="text-align: right;">(道路建設課)</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>毎月、技術研修会を実施することとし、日常的に担当者間の情報共有を行い、技術職員のスキル向上を図っております。</p> <p>また、課内チェック体制についても、工事発注前に十分な時間を確保し、複数の職員による確認を実施することとしました。</p> <p style="text-align: right;">(道路建設課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 2 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：入札・契約事務について【結果分】

部局等名 建設部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
75	<p><b>市営北厨川アパート 5・7・8号館給水方式変更工事【結果07】</b></p> <p>設計にかかるチェックの状況について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 工事の設計について、発注課は契約検査課での審査を受けているが、修正点があった場合、発注課に指摘事項通知書が送られ、修正の上、再度審査を受けている。本事業では 2 度の指摘による修正が見受けられた。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 適正な設計書の作成は各課単位での技術的基礎の蓄積が基盤となるため、引き続き、発注課の技術者のスキルの維持向上と課内におけるチェックを入念に行う必要がある。</p>	<p>技術者のスキルの維持向上を図るため、課内勉強会を実施します。</p> <p>課内でのチェック体制の向上につきましては、これまでの正担当者による設計書の作成、副担当者による清算チェックのほか、係長によるチェックを行った上で、設計内容検討会時に課長、課長補佐によるチェックを行ってまいります。また、その記録を次回の設計の参考といたします。</p> <p style="text-align: right;">(建築住宅課)</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>建築営繕業務に関連した多様な研修テーマを設け、課内勉強会を実施することとしました。</p> <p>チェック体制につきましては、正副担当者の設計チェックのうえ係長チェックを行い、課長と課長補佐を交えた設計内容検討会を行いチェックを入念に行うこととし、その際の記録を以後の設計の参考とすることとしました。</p> <p style="text-align: right;">(建築住宅課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 2 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：入札・契約事務について【結果分】

部局等名 都市整備部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
84	<p><b>都市計画道路岩手飯岡駅三本柳線外整備工事【結果08】</b></p> <p>発注前の十分な現地調査の実施について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 本事業を進めていく段階で、既設マンホールの高さ調整が必要となり、別途人孔改築工事の発注により施工できない期間が生じ、本事業の工期が約 1 ヶ月遅れた。発注前に全体工程を通じた現地調査が実施されていない。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 工事の監督員を含め、事前に十分な協議を行い、対応策を具体的に策定し、工期に影響を及ぼさないようにすべきである。</p>	<p>工事前，受注後の 2 段階で施工箇所 の現地調査の実施を徹底し，施工計画 書に対応策を具体的に策定してまいり ます。</p> <p>また，道路占用により設置するマン ホール等の占用工事の完成届と合わせ て竣工図等を確実に提出してもらい， 発注前に支障となる占用（埋設）物件 を把握することに努めてまいります。</p> <p>それらの結果については，市と受注 者の両方で共有し，計画的に対応して まいります。</p> <p style="text-align: right;">(盛岡南整備課)</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>工事発注時にはマンホール等の占用 物件があるか現場調査を実施し，受注 者が決定した際には，施工計画書にそ の対応方法を記載するように指示を徹 底することとしたほか，受注後は施工 計画書でその対応方法を確認し，受注 者に対象占用物件の現場調査を実施し てもらい，工事の工程の一部に適切に 盛り込むように着手前に打ち合わせを 実施することとしました。</p> <p>新規で申請のあったマンホール等の 占用物件については，占用工事完成届 提出時に竣工高さの報告を受けること とし，当課該当工事に支障がある場合 には，その対応方法（高さ調整の方法 等）を合わせて提出してもらうほか， 受注者には，竣工図書を適宜提供し現 場の状況の共有を図ることとしまし た。</p> <p style="text-align: right;">(盛岡南整備課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。



令和 2 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：入札・契約事務について【意見分】

部局等名 財政部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
56	<p><b>うえだ保育園園舎解体工事【意見03】</b></p> <p>設計図書の審査プロセスの書類の不備について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 本事業における契約検査課の設計図書の審査にあつては、「指摘事項通知書」及び「再審査結果表」に日付が記載されておらず、これらの通知が正規に実施されたとは認められない状況であった。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 不備事項の発見、修正、再審査のプロセスが適切な時系列で把握できるよう日付を記載することをはじめ、審査プロセスにおいては、「指摘事項通知書」及び「再審査結果表」を正式に作成する必要がある。</p>	<p>日付の記載がなく、指摘から再審査までの経過日数や再審査においても不適となり、再審査が2度にわたる場合のプロセスが不明確となっておりますことから、日付の記載については決裁ルートによる確認を徹底し、審査プロセスを適正に表してまいります。</p> <p>(契約検査課) (子育てあんしん課)</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>今回の意見を受けて、審査指摘事項の有無や再審査が2度にわたる場合の事務処理の方法を明確化し、ミーティングにより審査者に周知を図りました。また、再発防止策として、決裁ルートにおける確認を審査者、決裁者双方が行うことを周知・徹底しました。</p> <p>(契約検査課) (子育てあんしん課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 2 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：入札・契約事務について【意見分】

部局等名 財政部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
102	<p><b>盛岡市立高校エアコン設置（機械設備）工事【意見25】</b></p> <p>設計図書の審査プロセスの記録について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 本事業における契約検査課の設計図書の審査にあつては、「指摘事項通知書」及び「再審査結果表」に日付が記載されておらず、これらの通知が正規に実施されたとは認められない状況であった。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 不備事項の発見、修正、再審査のプロセスが適切な時系列で把握できるよう日付を記載することをはじめ、審査プロセスにおいては、「指摘事項通知書」及び「再審査結果表」を正式に作成する必要がある。</p>	<p>日付の記載がなく、指摘から再審査までの経過日数や再審査においても不適となり、再審査のプロセスが不明確となっておりますことから、日付の記載については決裁ルートによる確認を徹底し、審査プロセスを適正に表してまいります。</p> <p>(契約検査課) (市立高校)</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>今回の意見を受けて、審査指摘事項の有無や再審査が2度にわたる場合の事務処理の方法を明確化し、ミーティングにより審査者に周知を図りました。また、再発防止策として、決裁ルートにおける確認を審査者、決裁者双方が行うことを周知・徹底しました。</p> <p>(契約検査課) (市立高校)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 2 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：入札・契約事務について【意見分】

部局等名 総務部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
50	<p><b>令和 2 年度盛岡市防災行政無線(同報系)整備工事【意見01】</b></p> <p>入札参加者数について</p> <p><b>【現状の問題点】</b>                      本事業における入札参加者は 1 者であった。これは使用可能な機器のメーカーが限定されており、参加可能な事業者が少数になったと見込まれるからとのことであったが、事情を考慮した上で、競争性を確保する工夫がされていない。</p> <p><b>【解決の方向性】</b>                      発注前から「入札参加者が少数になることが予想され」、かつ「取扱業者が限られる」ことが推定できているのであれば、特に事業者の都合に留意し、余裕期間の設定など事業者が受注しやすい環境づくりに配慮した発注方法を検討すべきである。</p>	<p>今後、新規に工事発注が見込まれる場合は、「市営建設工事の発注方針」に基づき、発注の平準化など事業者の受注しやすい環境に配慮した発注方法を検討してまいります。</p> <p>(危機管理防災課)</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>今後の工事発注時においては、競争性確保の観点から、事業者が受注しやすい環境づくりに配慮した発注方法となるよう努めることとしました。</p> <p>(危機管理防災課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 2 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：入札・契約事務について【意見分】

部局等名 交流推進部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
52	<p><b>つなぎ多目的運動場井水処理設備工事【意見02】</b></p> <p>入札参加者数について</p> <p>【現状の問題点】 本事業における入札参加者は 1 者しかいなかったが、事情がある場合などに認められる例外規定に当たるとして入札が執行されたものである。入札日は令和 2 年 1 月 20 日で、工期は令和 2 年 1 月 31 日から令和 2 年 5 月 8 日までの繁忙期であった。</p> <p>【解決の方向性】 発注前から「入札参加者の増加が見込めない」低調な応札状況にあることが推定できる場合には、特に事業者の都合に留意し、発注時期を事業者の繁忙期と重ならないようにする、あるいは余裕期間の設定するなど事業者が受注しやすい環境づくりに配慮した発注方法を検討していただきたい。</p>	<p>発注前から低調な応札状況にあることが推定できる場合には、発注時期を早めるなどの事業者の繁忙期と重ならないための工夫をはじめ、事業者が受注しやすい環境づくりに配慮した発注方法となるよう努めてまいります。</p> <p>(スポーツ推進課)</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>発注前から低調な応札状況にあることが推定できる場合には、発注時期を早めるなどの事業者の繁忙期と重ならないための工夫をはじめ、事業者が受注しやすい環境づくりに配慮した発注方法となるよう努めることとしました。</p> <p>(スポーツ推進課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 2 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：入札・契約事務について【意見分】

部局等名 建設部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
58	<p><b>市道上鹿妻48号線246-1号橋外 2 橋橋梁補修工事【意見04】</b></p> <p>契約変更への対応について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 当初交換を予定していた支承（橋梁における部材）が、現地確認において交換不要と判断され、契約金額が減額されている。 理由が現場立合時の説明のみであり、将来的な対応のためにも、支承の交換が不要になった詳細な理由を書面で残しておく必要があると考えられるが、市は請負業者から書面等での受領ができていない。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 不測の事態も考慮し、交換不要の原因追及ができる体制を整えておくためにも、請負業者から契約変更の重要な内容であると認識し、文書で受領しておくべきである。</p>	<p>課内で発注前の現場精査を十分に行ってから、設計書作成を行うことを徹底し、受注者による設計書と現場の整合の確認を十分に行い、不整合箇所について書面でのやり取りの徹底を図ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">(道路管理課)</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>工事発注前に現場の精査を十分に行ってから設計書の作成を行うことを徹底するとともに、受注者による設計書と現場の整合の確認において不整合箇所があった場合は書面でのやり取りを徹底することとしました。</p> <p style="text-align: right;">(道路管理課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 2 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：入札・契約事務について【意見分】

部局等名 建設部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
65	<p><b>市道南大橋明治橋線道路改良工事及び南大通三丁目外地内配水管布設工事【意見05】</b></p> <p>入札参加者数について</p> <p><b>【現状の問題点】</b>                      本事業における入札参加者は 1 者しかいなかったが、事情がある場合などに認められる例外規定に当たるとして入札が執行されたものであるが、事情を考慮した上で、競争性を確保する工夫がされていない。</p> <p><b>【解決の方向性】</b>                      発注前から「入札参加者の増加が見込めない」低調な応札状況にあることが推定できる場合には、特に事業者の都合に留意し、発注時期を繁忙期を避ける、余裕期間の設定などの事業者が受注しやすい環境づくりに配慮した発注方法を検討すべきである。</p>	<p>発注前から「入札参加者の増加が見込めない」低調な応札状況にあることが推定できる場合は、余裕期間を設定できるように契約期間を長く取ることについて検討してまいります。</p> <p>(道路建設課)</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>発注前から低調な応札状況にあることが推定できる場合は、可能な限り早期発注を実施し、余裕を持った工期を確保するなど事業者が受注しやすい環境づくりに配慮した発注方法となるよう努めることとしました。</p> <p>(道路建設課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 2 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：入札・契約事務について【意見分】

部局等名 建設部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
67	<p><b>市道みたけ 4 号線歩道新設工事【意見06】</b></p> <p>入札参加者数について</p> <p><b>【現状の問題点】</b>                      本事業における入札について、過去 2 回は応札者がなく、施工範囲を縮小した上で 3 回目で 1 者入札となったものである。入札日は令和元年10月16日で、工期は令和元年10月29日から令和 2 年 3 月12日までと長期間であった。</p> <p><b>【解決の方向性】</b>                      応札しやすくするために、当初から施工範囲を縮小して発注する、あるいは、負担感により不調不落の可能性が高まるのであれば、特に事業者の都合に留意し、事業者が受注しやすい環境づくりに配慮した発注方法も検討すべきである。</p>	<p>事業者が応札しやすくするために、余裕期間を設定できるように契約期間を長く取ることについて検討してまいります。</p> <p>(道路建設課)</p>	<p><b>○措置済</b>                      負担感により不調不落の可能性が推察される場合は、余裕期間を設定するなど事業者が受注しやすい環境づくりに配慮した発注方法となるよう努めることとしました。</p> <p>(道路建設課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 2 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：入札・契約事務について【意見分】

部局等名 建設部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
69	<p><b>市道三本柳線道路改良工事及び配水管布設工事【意見07】</b></p> <p>入札参加者数について</p> <p>【現状の問題点】 本事業における入札参加者は 1 者しかいなかったが、事情がある場合などに認められる例外規定に当たるとして入札が執行されたものであるが、事情を考慮した上で、競争性を確保する工夫がされていない。</p> <p>【解決の方向性】 発注前から「入札参加者の増加が見込めない」低調な応札状況にあることが推定できる場合には、特に事業者の都合に留意し、発注時期を繁忙期を避ける、余裕期間の設定などの事業者が受注しやすい環境づくりに配慮した発注方法を検討すべきである。</p>	<p>発注前から「入札参加者の増加が見込めない」低調な応札状況にあることが推定できる場合は、余裕期間を設定できるように契約期間を長く取ることについて検討してまいります。</p> <p>(道路建設課)</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>発注前から低調な応札状況にあることが推定できる場合は、可能な限り早期発注を実施し、余裕を持った工期を確保するなど事業者が受注しやすい環境づくりに配慮した発注方法となるよう努めることとしました。</p> <p>(道路建設課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。



令和 2 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：入札・契約事務について【意見分】

部局等名 建設部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
73	<p><b>普通河川館沢川沈砂池設置工事【意見08】</b></p> <p>繰り越しの議会承認の前倒しについて</p> <p>【現状の問題点】                      同じ理由による工期の延長が、3月31日までと8月9日までの2回行われており、繰越承認が得られていれば、工期を一旦3月31日まで延長する必要はなく、1回の契約変更で8月9日まで工期を延長することができた。契約事務の効率性の観点から、同じ理由による工期の変更は一度の契約変更で済ませるべきである。</p> <p>【解決の方向性】                      契約事務の効率性の観点から、例年3月定例会で行っている繰り越しの議会承認を、12月定例会に前倒しするなど、工事の平準化に資することを検討すべきである。</p>	<p>工事の平準化には努めているところですが、12月議会での繰越につきましては、河川工事は渇水期に実施する必要がありますが、着手とほぼ同時に判断をしなければならないことや、年度内に完成予定のものが不足の事態が生じたために直近の3月議会で繰越を認めていただいているものであることから、12月議会での前倒しの判断は難しい状況でございます。</p> <p>(河川課)</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>繰越工事とならないよう早期発注や計画的な発注時期の調整により、契約事務の効率性向上に努めることとしました。</p> <p>(河川課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 2 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：入札・契約事務について【意見分】

部局等名 建設部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
75	<p><b>市営北厨川アパート 5・7・8号館給水方式変更工事</b> <b>【意見09】</b></p> <p>入札参加者数について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 本事業における入札参加者は 1 者しかいなかったが、事情がある場合などに認められる例外規定に当たるとして入札が執行されたものであるが、事情を考慮した上で、競争性を確保する工夫がされていない。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 発注前から「入札参加者の増加が見込めない」低調な応札状況にあることが推定できる場合には、特に事業者の都合に留意し、発注時期を繁忙期を避ける、余裕期間の設定などの事業者が受注しやすい環境づくりに配慮した発注方法を検討すべきである。</p>	<p>発注前から入札参加者の増加が見込めない低調な応札が推定できる状況にある場合には、余裕期間を設定できるように契約期間を長く取ることについて検討してまいります。</p> <p>(建築住宅課)</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>発注前から入札参加者の増加が見込めない低調な応札が推定できる場合には、余裕期間を設定するなど事業者が受注しやすい環境づくりに配慮した発注方法となるよう努めることとしました。</p> <p>(建築住宅課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 2 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：入札・契約事務について【意見分】

部局等名 建設部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
77	<p><b>市営北厨川アパート11号館浴室改善工事その1【意見10】</b></p> <p>入札参加者数について</p> <p>【現状の問題点】 本事業は、一度不落となった案件の再発注であり、再入札の入札参加者は1者とどまっているが、事情がある場合などに認められる例外規定に当たるとして入札が執行されたものであるが、事情を考慮した上で、競争性を確保する工夫がされていない。</p> <p>【解決の方向性】 発注前から「入札参加者の増加が見込めない」低調な応札状況にあることが推定できる場合には、特に事業者の都合に留意し、発注時期を繁忙期を避ける、余裕期間の設定などの事業者が受注しやすい環境づくりに配慮した発注方法を検討すべきである。</p>	<p>発注前から入札参加者の増加が見込めない低調な応札が推定できる状況にある場合には、余裕期間を設定できるように契約期間を長く取ることについて検討してまいります。</p> <p>(建築住宅課)</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>発注前から入札参加者の増加が見込めない低調な応札が推定できる場合には、余裕期間を設定するなど事業者が受注しやすい環境づくりに配慮した発注方法となるよう努めることとしました。</p> <p>(建築住宅課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 2 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：入札・契約事務について【意見分】

部局等名 建設部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
80	<p><b>市営北厨川アパート 4 号館改修（浴室改善・給水管改修）工事【意見11】</b></p> <p>入札参加者数について</p> <p><b>【現状の問題点】</b>                      本事業における入札参加者は 1 者しかいなかったが、事情がある場合などに認められる例外規定に当たるとして入札が執行されたものであるが、事情を考慮した上で、競争性を確保する工夫がされていない。</p> <p><b>【解決の方向性】</b>                      発注前から「入札参加者の増加が見込めない」低調な応札状況にあることが推定できる場合には、特に事業者の都合に留意し、発注時期を繁忙期を避ける、余裕期間の設定などの事業者が受注しやすい環境づくりに配慮した発注方法を検討すべきである。</p>	<p>発注前から入札参加者の増加が見込めない低調な応札が推定できる状況にある場合には、余裕期間を設定できるように契約期間を長く取ることについて検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（建築住宅課）</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>発注前から入札参加者の増加が見込めない低調な応札が推定できる場合には、余裕期間を設定するなど事業者が受注しやすい環境づくりに配慮した発注方法となるよう努めることとしました。</p> <p style="text-align: right;">（建築住宅課）</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 2 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：入札・契約事務について【意見分】

部局等名 建設部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
82	<p><b>(仮称)青山三丁目アパート新5号館建設(機械設備)工事【意見12】</b></p> <p>入札参加者数について</p> <p><b>【現状の問題点】</b>                      本事業における入札参加者は1者しかいなかったが、事情がある場合などに認められる例外規定に当たるとして入札が執行されたものであるが、事情を考慮した上で、競争性を確保する工夫がされていない。</p> <p><b>【解決の方向性】</b>                      発注前から「入札参加者の増加が見込めない」低調な応札状況にあることが推定できる場合には、特に事業者の都合に留意し、発注時期を繁忙期を避ける、余裕期間の設定などの事業者が受注しやすい環境づくりに配慮した発注方法を検討すべきである。</p>	<p>発注前から入札参加者の増加が見込めない低調な応札が推定できる状況にある場合には、余裕期間を設定できるように契約期間を長く取ることについて検討してまいります。</p> <p>(建築住宅課)</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>発注前から入札参加者の増加が見込めない低調な応札が推定できる場合には、余裕期間を設定するなど事業者が受注しやすい環境づくりに配慮した発注方法となるよう努めることとしました。</p> <p>(建築住宅課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 2 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：入札・契約事務について【意見分】

部局等名 都市整備部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
86	<p><b>榊北太田線街路築造及び宅地造成等工事（上期）【意見13】</b></p> <p>河川協議の範囲について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 国土交通省への河川占用協議の本協議に用いる資料の整理や作成に不測の時間を要したことにより、当初の契約から 4 回にわたる契約変更を行っており内容の変更が見受けられた。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 今後同様の事案が出てきた場合には、今回の事例を踏まえ、必要以上の時間がかかることのないよう、本協議を想定した河川協議の対象とすべき範囲について留意すべきである。</p>	<p>国土交通省への河川協議について、同様の事案が生じた場合には、河川協議の対象とすべき範囲について、事前に管理者と協議するとともに、急を要する資料作成等に対応できるように、時間に余裕を持って協議を行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">（市街地整備課）</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>河川占用申請の際は、予め国土交通省に事前相談を行い、協議に不測の時間を要さないようにしました。</p> <p style="text-align: right;">（市街地整備課）</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 2 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：入札・契約事務について【意見分】

部局等名 都市整備部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
88	<p><b>榊北太田線街路築造及び宅地造成等工事（下期）【意見14】</b></p> <p>繰り越しの議会承認の前倒しについて</p> <p><b>【現状の問題点】</b>                      同じ理由による工期の延長が、3月31日までと6月12日までの2回行われており、繰越承認が得られていれば、工期を一旦3月31日まで延長する必要はなく、1回の契約変更で6月12日まで工期を延長することができた。契約事務の効率性の観点から、同じ理由による工期の変更は一度の契約変更で済ませるべきである。</p> <p><b>【解決の方向性】</b>                      契約事務の効率性の観点から、例年3月定例会で行っている繰り越しの議会承認を、12月定例会に前倒しするなど、工事の平準化に資することを検討すべきである。</p>	<p>予算の繰越しについては、国の承認及び市議会の承認が必要です。その中で、契約締結時期や工期を見直した場合に、年度を超える工期の延長が見込まれる工事について、繰越制度の適切な活用方法を検討してまいります。</p> <p>(市街地整備課)</p>	<p><b>○措置済</b>                      予算の繰越に係る国の承認及び市議会の承認は前倒し申請が可能であることから、予め年度を越える工期の延長が見込まれる工事については前倒し申請を行う事とし、また早期発注や計画的な発注時期の調整により繰越工事の削減を図り契約事務の効率性向上に努めることとしました。</p> <p>(市街地整備課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 2 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：入札・契約事務について【意見分】

部局等名 教育委員会

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
90	<p><b>盛岡市立中野小学校トイレ改修工事その 1 【意見15】</b></p> <p>入札参加者数について</p> <p>【現状の問題点】 本事業は、一度不落となった案件の再発注であり、不調・不落対策及び競争性を高めるため、「乙」まで入札参加資格を拡大している。結果として本事業における入札参加者は 1 者となり、事情がある場合などに認められる例外規定に当たるとして入札が執行されたものであるが、事情を考慮した上で、競争性を確保する工夫がされていない。</p> <p>【解決の方向性】 発注前から「入札参加者の増加が見込めない」低調な応札状況にあることが推定できる場合には、特に事業者の都合に留意し、発注時期を繁忙期を避ける、余裕期間の設定などの事業者が受注しやすい環境づくりに配慮した発注方法を検討すべきである。</p>	<p>発注前から「入札参加者の増加が見込めない」低調な応札状況にあることが推定できる場合は、受注機会の確保のため、発注日の分散化など事業者が受注しやすいように努めてまいりました。</p> <p style="text-align: right;">(総務課)</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>発注前から入札参加者の増加が見込めない低調な応札が推定できる場合には、発注日を分散化するなど事業者が受注しやすい環境づくりに配慮した発注方法となるよう努めることとしました。</p> <p style="text-align: right;">(総務課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。



令和 2 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：入札・契約事務について【意見分】

部局等名 教育委員会

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
90	<p><b>盛岡市立中野小学校トイレ改修工事その 1 【意見16】</b></p> <p>発注時期の見直しについて</p> <p>【現状の問題点】                      学校運営に可能な限り支障が生じないようにするためには、夏休み期間中を利用して工事を行うことが効果的であるが、夏休み期間中を利用しての工事がされていない。</p> <p>【解決の方向性】                      本年度は、臨時特例交付金を財源とした空調設備設置工事があったこともあり、発注時期の調整等が困難であったと思われるが、今後は、学校運営に支障が生じないように夏休み期間中に工事が実施できるよう、発注時期を早期化するなど見直すべきである。</p>	<p>夏休みの長期休暇期間も利用して工事を実施できるよう、発注時期について調整し、対応してまいります。</p> <p>なお、令和 2 年度の発注に当たっては、夏休み及び冬休みの長期休暇を利用できるよう発注時期を調整しております。</p> <p style="text-align: right;">（総務課）</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>夏休み及び冬休みの長期休暇を利用して工事を実施するなど、学校運営に支障が生じない発注時期を調整することとしました。</p> <p style="text-align: right;">（総務課）</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 2 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：入札・契約事務について【意見分】

部局等名 教育委員会

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
93	<p><b>盛岡市立月が丘小学校トイレ改修工事【意見17】</b></p> <p>発注時期の見直しについて</p> <p>【現状の問題点】 学校運営に可能な限り支障が生じないようにするためには、夏休み期間中を利用して工事を行うことが効果的であるが、発注が夏休み期間後で夏休み期間中を利用して工事がされていない。入札日は令和元年 9 月 17 日で、工期は令和元年 10 月 2 日から令和 2 年 2 月 4 日までであった。</p> <p>【解決の方向性】 本年度は、臨時特例交付金を財源とした空調設備設置工事があったこともあり、発注時期の調整等が困難であったと思われるが、今後は、学校運営に支障が生じないような期間中に工事が実施できるよう、発注時期を早期化するなど見直すべきである。</p>	<p>夏休みの長期休暇期間も利用して工事を実施できるよう、発注時期について調整し、対応してまいります。</p> <p>なお、令和 2 年度の発注に当たっては、夏休み及び冬休みの長期休暇を利用できるよう発注時期を調整しております。</p> <p style="text-align: right;">(総務課)</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>夏休み及び冬休みの長期休暇を利用して工事を実施するなど、学校運営に支障が生じない発注時期を調整することとしました。</p> <p style="text-align: right;">(総務課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 2 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：入札・契約事務について【意見分】

部局等名 教育委員会

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
93	<p><b>盛岡市立月が丘小学校トイレ改修工事【意見18】</b></p> <p>入札参加者数について</p> <p><b>【現状の問題点】</b>                      本事業における入札参加者は3者であったが、他の類似工事では、不調・不落対策及び競争性を高めるため、「乙」まで入札参加資格を拡大したにも関わらず、入札参加者は1者しかいなかったという状況に鑑みると、本事業の発注においても入札参加者が少数になることが十分に予想されたが、事情を考慮した上で、競争性を確保する工夫がされていない。</p> <p><b>【解決の方向性】</b>                      発注前から「入札参加者の増加が見込めない」低調な応札状況にあることが推定できる場合には、特に事業者の都合に留意し、発注時期を繁忙期を避ける、余裕期間の設定などの事業者が受注しやすい環境づくりに配慮した発注方法を検討すべきである。</p>	<p>発注前から「入札参加者の増加が見込めない」低調な応札状況にあることが推定できる場合は、受注機会の確保のため、発注日の分散化など事業者が受注しやすいようにし、競争性を確保するよう努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">(総務課)</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>発注前から入札参加者の増加が見込めない低調な応札が推定できる場合には、発注日を分散化するなど事業者が受注しやすい環境づくりに配慮した発注方法となるよう努めることとしました。</p> <p style="text-align: right;">(総務課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 2 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：入札・契約事務について【意見分】

部局等名 教育委員会

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
93	<p><b>盛岡市立月が丘小学校トイレ改修工事【意見19】</b></p> <p>発注時期の分散化について</p> <p><b>【現状の問題点】</b>                      本事業と「盛岡市立太田東小学校トイレ改修工事」の公告日が同日となっており、同種工事が同時発注されている。                      業務のボリュームを勘案して、どちらか一方だけ受注したい事業者にとっては、発注時期が同時でなければ、先の入札を落とせなかった場合に、後の入札にチャレンジできることから、このような事業者にとって入札に参加しやすいこととなる。</p> <p><b>【解決の方向性】</b>                      発注月を前倒しするなどしてずらす、同月の発注になるとしても日をずらす、といった受注機会を均等にする工夫をするべきである。</p>	<p>同種の工事の発注については、発注日を分散させるなどにより、受注機会が均等になるよう努めてまいります。                      (総務課)</p>	<p><b>○措置済</b>                      同種の工事について、発注日の分散などにより、受注機会が均等になるよう努めることとしました。                      (総務課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 2 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：入札・契約事務について【意見分】

部局等名 教育委員会

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
96	<p><b>盛岡市立太田東小学校トイレ改修工事【意見20】</b></p> <p>発注時期の見直しについて</p> <p>【現状の問題点】                      学校運営に可能な限り支障が生じないようにするためには、夏休み期間中を利用して工事を行うことが効果的であるが、発注が夏休み期間後で夏休み期間中を利用して工事がされていない。入札日は令和元年 9 月 17 日で、工期は令和元年 9 月 28 日から令和 2 年 1 月 31 日までであった。</p> <p>【解決の方向性】                      本年度は、臨時特例交付金を財源とした空調設備設置工事があったこともあり、発注時期の調整等が困難であったと思われるが、今後は、学校運営に支障が生じないような期間中に工事が実施できるよう、発注時期を早期化するなど見直すべきである。</p>	<p>夏休みの長期休暇期間も利用して工事を実施できるよう、発注時期について調整し、対応してまいります。</p> <p>なお、令和 2 年度の発注に当たっては、夏休み及び冬休みの長期休暇を利用できるよう発注時期を調整しております。</p> <p style="text-align: right;">（総務課）</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>夏休み及び冬休みの長期休暇を利用して工事を実施するなど、学校運営に支障が生じない発注時期を調整することとしました。</p> <p style="text-align: right;">（総務課）</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 2 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：入札・契約事務について【意見分】

部局等名 教育委員会

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
96	<p><b>盛岡市立太田東小学校トイレ改修工事【意見21】</b></p> <p>入札参加者数について</p> <p>【現状の問題点】 本事業における入札参加者は3者であったが、他の類似工事では、不調・不落対策及び競争性を高めるため、「乙」まで入札参加資格を拡大したにも関わらず、入札参加者は1者しかいなかったという状況に鑑みると、本事業の発注においても入札参加者が少数になることが十分に予想されたが、事情を考慮した上で、競争性を確保する工夫がされていない。</p> <p>【解決の方向性】 発注前から「入札参加者の増加が見込めない」低調な応札状況にあることが推定できる場合には、特に事業者の都合に留意し、発注時期を繁忙期を避ける、余裕期間の設定などの事業者が受注しやすい環境づくりに配慮した発注方法を検討すべきである。</p>	<p>発注前から「入札参加者の増加が見込めない」低調な応札状況にあることが推定できる場合は、受注機会の確保のため、発注日の分散化など事業者が受注しやすいように努めてまいりました。</p> <p style="text-align: right;">(総務課)</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>発注前から入札参加者の増加が見込めない低調な応札が推定できる場合には、発注日を分散化するなど事業者が受注しやすい環境づくりに配慮した発注方法となるよう努めることとしました。</p> <p style="text-align: right;">(総務課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 2 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：入札・契約事務について【意見分】

部局等名 教育委員会

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
96	<p><b>盛岡市立太田東小学校トイレ改修工事【意見22】</b></p> <p>発注時期の分散化について</p> <p>【現状の問題点】 本事業と「盛岡市立月ヶ丘小学校トイレ改修工事」の公告日が同日となっており、同種工事が同時発注されている。 業務のボリュームを勘案して、どちらの工事でもよいが、どちらか一方だけ受注したい事業者にとっては、発注時期が同時でなければ、先の入札を落とせなかった場合に、後の入札にチャレンジできることから、このような事業者にとって入札に参加しやすいこととなる。</p> <p>【解決の方向性】 発注月を前倒しするなどしてずらす、同月の発注になるとしても日をずらす、といった受注機会を均等に工夫するべきである。</p>	<p>同種の工事の発注については、発注日を分散させるなどにより、受注機会が均等になるよう、努めてまいります。</p> <p>(総務課)</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>同種の工事について、発注日の分散などにより、受注機会が均等になるよう努めることとしました。</p> <p>(総務課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 2 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：入札・契約事務について【意見分】

部局等名 教育委員会

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
99	<p><b>盛岡市立小学校, 中学校及び幼稚園空調設備設置工事 (区分 1) 【意見23】</b></p> <p>公募型プロポーザルの参加資格者の範囲について</p> <p>【現状の問題点】                      そもそも本事業は事業規模が大きく, 多くの技術者と高い技術力が必要とされ, 単者による実施は現実的には非常に難しいと考えられる。それにもかかわらず, 参加資格要件の参加者等の構成として, 単者によることが形式上は可能となっている。</p> <p>【解決の方向性】                      市が調達する業務等の目的である工期の短縮, 高い品質及びコスト縮減を満たすことができる最も合致した企画・技術能力等を有する事業者を選定するために, 参加資格要件の参加者等の構成は, 複数の構成員からなる任意に結成された連合体に限定するなど, 必要な技術力や技術者を確保することが望ましい。</p>	<p>事前にサウンディング調査を行い, 民間事業者の意見を募った上で, 参加者の構成を決定しておりますが, 今後, 同様の公募があった場合は, 必要な技術力や技術者を確保することできる優れた事業者をより多く募れるよう, 努めてまいります。</p> <p>(総務課)</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>公募型プロポーザルを実施する際の, 参加資格要件の参加者等の構成について, 事業規模を勘案して定める必要があることの再確認を行いました。</p> <p>今後においても, 同様の公募を行う場合は, 事業規模に応じた参加資格要件を定め, 必要な技術力や技術者を確保することのできる優れた事業者をより多く募れるよう, 努めることとします。</p> <p>(総務課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。



令和 2 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：入札・契約事務について【意見分】

部局等名 教育委員会

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
99	<p><b>盛岡市立小学校, 中学校及び幼稚園空調設備設置工事 (区分 1) 【意見24】</b></p> <p>工事対象学校への現場視察会の日程について</p> <p>【現状の問題点】 本事業の現場視察会が授業時間内に実施されており, 事業者が校舎内に入ることで学業に影響を与えている可能性は否めない。また, 事業者による視察は, 設置すべき教室等に入室して現況確認を行うべきである。</p> <p>【解決の方向性】 学校での現場視察会は, 授業時間以外に実施し, 状況によって日数を分けて実施するなど効果的に行うべきである。</p>	<p>教職員の休日対応への負担を軽減すること, そして普通教室と同構造の空き教室を用いた現地確認を学校側に提案し, 了承を得た上で行ってありますが, 今後, 同様の公募があった場合は, 授業時間以外に実施するなど, より効果的な開催ができるよう, 日程を調整してまいります。</p> <p>(総務課)</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>今後, 現場視察会を行う場合は, 授業時間以外に実施するなど, 学業に与える影響を低くした, より効果的な現場視察会の開催ができるよう, 日程を調整することとしました。</p> <p>(総務課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 2 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：入札・契約事務について【意見分】

部局等名 教育委員会

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
104	<p><b>盛岡市立高校エアコン設置（電気設備）工事その2【意見26】</b></p> <p>入札参加者数について</p> <p>【現状の問題点】                      本事業における入札参加の意向を 4 者が示していたが、実際の入札参加者は 1 者であり、他の 3 者は辞退となった。全国的な同種の工事が増加している状況を考慮した上で、競争性を確保する工夫がされていない。</p> <p>【解決の方向性】                      市では、3年から5年程度のスパンで工事計画を立てるなど、入札参加者を増やすよう努めるべきである。</p>	<p>今後、同様の工事を実施する際は、可能な限り全国的な情勢を把握しながら実施時期を決定していくこととします。</p> <p>また、実施設計と施工期間を別の年度に設定し、工期に余裕を持たせることで入札参加者を増やすように努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">(市立高校)</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>工事を実施する際は、可能な限り全国的な情勢を把握しながら実施時期を決定することとし、実施設計と施工期間を別の年度に設定し、工期に余裕を持たせることで入札参加者を増やすように努めることとしました。</p> <p style="text-align: right;">(市立高校)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 2 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：入札・契約事務について【意見分】

部局等名 教育委員会

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
104	<p><b>盛岡市立高校エアコン設置（電気設備）工事その2【意見27】</b></p> <p>意向調査の実施要領について</p> <p>【現状の問題点】 取り止めとなった 1 回目の入札が終わった直後に再度入札の意向を聞かれても多くの事業者は参加を躊躇する可能性が高いと予想される。加えて、これを 2 日以内に返答するように依頼しても多くの事業者は不参加を表明してしまうのも無理からぬことではないかと考えられる。</p> <p>【解決の方向性】 関連する機械設備の工事がすでに着工していることから、十分な期間設定が難しかったと考えられるが、意向調査をするならば、事業者の準備や参加意欲をもっと考慮して実施すべきである。</p>	<p>今後、同様の工事を行う際は、実施設計と施工期間を別の年度に設定し、契約期間に余裕を持たせることにより、再入札の意向調査実施の際は、事業者の準備に必要な期間が得られるように配慮し、参加意欲の向上に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">（市立高校）</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>工事を実施する際は、実施設計と施工期間を別の年度に設定し、契約期間に余裕を持たせることで入札参加者の再入札に係る参加意欲の向上に努めることとしました。</p> <p style="text-align: right;">（市立高校）</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。